

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		法律相談				所管	区民部 くらしの相談課		
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名	事業の開始・終了年度			
	長期総合計画体系	[基本目標]							
		[小 柱]							
		[施 策]							
	根拠法令等	法令(義務)		[法令等名]	弁護士法				
	事業対象	区内に住所(在住・在勤)を有する人。							
	事業目的	区民が日常生活において法的知識を必要とする問題について、弁護士による無料相談(助言・指導)を行い、区民の利便を図る。							
	事業内容	区民の日常生活において発生する法的な問題について、台東区法曹会所属の弁護士による無料法律相談を行う。 相談日：毎週 月・水・金曜日 一日あたり定員10件							
委託の有無	全部委託		委託内容	台東区法曹会に所属する弁護士(70名)による法律相談					
補助金の有無	なし								
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度		
	活動指標	年間開設日数 日		144	144	142	141		
	成果指標	年間相談件数 件		1,360	1,345	1,316	1,332		
		1日平均相談件数 件		9	9	9	9		
	決算額 (単位：千円)				5,581	5,495	5,443		
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト(人件費など)			6,301	7,175	7,295		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			51	42	29		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			5,530	5,453	5,414		
		総経費			11,882	12,670	12,738		
	財源項目 (単位：千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0		
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0		
一般財源(区負担額)			11,882	12,670	12,738				
前年度から改善した事項		約30分の限られた相談時間で終わらない場合はあるので、再度受けることをアドバイスしている。							
評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	在住在勤の方から問い合わせも多くなると1度相談を受けた方も他の案件で再度利用されることから、引き続き実施する必要性の高い事業である。						
	効率性	3	月・水・金と週3回相談日があるが曜日に関係なくほぼ定員どおりの相談があることから効率性の高い事務執行に努めている。						
	手段の適切性	3	利用状況は微増していることから広く認知されていると思われる。						
	目的達成度	3	1日10件の相談に対して平均が9.4件ということから、弁護士による法律相談は定着している。						
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		
月・水・金と週3回、1日10件の相談に対応しており、同一相談内容でも3回まで受けられるので相談者はその中で問題を整理し、解決の道筋を見つけることができている。						維持			